平成２１年（フ）第１００３号
北九州市八幡東区中央１丁目11番２―403号
債務者　折本　弘章
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４４０号
鹿児島県日置市東市来町湯田920番地
債務者　中間　孝志
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目40番12号Mハウス下荒田302号
債務者　牧田むつ子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５６２号
鹿児島県鹿児島市南林寺町４番７―211号朝日プラザ天文館南
債務者　中村　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７１号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町17番21号浜田ビル201号
債務者　海田ミキ子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第７２号
鹿児島県奄美市名瀬小俣町17番21号浜田ビル201号
債務者　海田　和美
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１２４号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町19番３―45号
債務者　花田　裕夫
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第５８号
鹿児島県指宿市東方8215番地３
債務者　木佐貫るり子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第２６８号
沖縄県中頭郡西原町字千原248番地の１石原アパート306号
債務者　金城　一貴
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２８２号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山809番地の５東宝建設ビル５―301
債務者　小泉　信子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第５２号
北海道日高郡新ひだか町静内神森175番地の１
債務者　柴田　吉一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
北海道苫小牧市明野新町１丁目２番７号コーポおくのＣ102
債務者　鶴丸　美穂（旧姓畠山）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第２４５号
北海道苫小牧市字勇払50番地の６
債務者　相田　睦子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（フ）第３２８号
秋田市高陽青柳町10番20号
債務者　谷藤　順子（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４５号
秋田市旭川清澄町９番14号
債務者　髙橋　正夫
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２５号
茨城県北茨城市華川町中妻431番地市営中妻団地３棟17号
債務者　佐藤　珠江
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１２８号
茨城県高萩市大字島名2128番地の５
債務者　安島　優子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
水戸地方裁判所日立支部